

## 第 177 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 29 年 5 月 29 日 (月)  
時間 午前 10 時 00 分～  
場所 福島テルサ 3 階  
大会議室 あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第 177 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます県都市計画課の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様へ本日配布しております資料のご確認をお願いいたします。3 種類ございます。最初に次第、次に議案書、資料 1 でございます。なお、本日の名簿につきましては、議案書の 5 ページに記載しております。お手元に不足する資料がございましたらお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

次に、平成 29 年度第 1 回目の開催に当たりまして、福島県土木部都市担当次長鈴木良治よりご挨拶申し上げます。

(鈴木次長)

みなさんおはようございます。福島県土木部次長、都市担当しております鈴木と申します。

第 177 回福島県都市計画審議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、ご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より県政の進展及び都市計画行政の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げたいと思います。

東日本大震災から 6 年が経ちました。その間、県民一人一人の懸命な努力により明るい光が増してきているところであります。また一方では、影といわれる部分がまだ混在しているのが福島県の現状でございます。こうした中、今年度は、福島県の大事な 2 つの課題として、「復興」と「地方創生」を更に前に進める、そして、しっかりと形にする大切な一年であります。

福島県といたしましては、引き続き、安全・安心を最優先に、活力に満ちた「新生ふくしま」の実現に向け、復興事業や防災緑地事業についてしっかりと整備を進めていくこととしております。

今回ご審議いただくのは、福島県における復興祈念公園を都市計画に位置付ける、「双葉都市計画公園」の変更及び「浪江都市計画公園」の変更、この2つの議案をご審議いただくこととしております。委員の皆様におかれましては、ご専門の見地から、忌憚の無いご意見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

おはようございます。それでは暫時議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言して頂くとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、出席委員数をご報告いたします。全委員19名のうち、出席委員は11名で、うち代理出席者は7名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと思いますが、これは慣例に従い、議長から指名させて頂くことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようでございますので、ご指名申し上げます。

8番の菅波香織委員、11番の西田奈保子委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の目次を開いていただきたいと思います。本日は、報告事項5件、議案2件を予定しております。それでは、次第の2番をご覧ください。第176回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の塩田でございます。着座にて説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。第 176 回福島県都市計画審議会に付議されました案件についてご報告申し上げます。議案番号、議案名、告示年月日、告示番号の順番で申し上げたいと思います。議案第 1998 号、広野檜葉都市計画緑地の変更につきまして、平成 29 年 3 月 24 日、福島県告示番号第 256 号、議案第 1999 号、同じく道路の変更について、平成 29 年 3 月 24 日、同第 257 号、議案第 2000 号、同じく河川の変更につきまして、平成 29 年 3 月 24 日、同第 258 号、議案第 2001 号、二本松本宮都市計画道路の変更について、平成 29 年 3 月 28 日、同第 265 号、議案第 2002 号、いわき都市計画道路の変更について、平成 29 年 3 月 28 日、同第 264 号によりまして、告示されたことをご報告申し上げます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、次第の 3 番、議事に移ります。議案書の 3 ページをご覧くださいと思います。本日もご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 2 件であります。議案第 2003 号「双葉都市計画公園の変更について」、議案第 2004 号「浪江都市計画公園の変更について」、ともに東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項第 1 号の規定に基づく議案です。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。まず、議案第 2003 号、第 2004 号の 2 議案については、いずれも福島県復興祈念公園について追加するもので、双葉、浪江両町をまたいで計画していることから、一括にて事務局より説明願います。

(事務局)

はい、ご説明申し上げます。議案書の説明に入る前に、スクリーン並びにお手元に配布しました資料 1 をもちまして、本案件をご説明したいと思います。

本日の 2 つの議案のうち、①、②の 2 件につきましては復興まちづくりに関する議案でございます。東日本大震災復興特別区域法に基づきまして、ご審議いただくものとなっております。復興まちづくり関係議案の考え方について、改めてご説明いたします。

1 ページをおめくりください。復興特区を活用した復興まちづくり関係議案の都市計画決定についてご説明いたします。左側が手続きの流れ、右側につきましては復興整備計画の説明の内容になっております。最初に復興整備計画についてご説明申し上げます。復興整備計画とは被災地の復興のためのまちづくり、そして地域づくりに関する計画であり、市町村が県と共同で作成するもので、復興に必要な各種事業を記載し、その事業を実施するために必要な手続きをワンストップの窓口で処理することができます。その手続きの一つが都市計画決定でございます、左側のフローでございます赤字で示してございます。通常の手続きと同様に、都市計画案を公告いたしまして、公衆の縦覧に供し、そして、本日の都市計画審議会の議を経る必要がございます。その後、復興整備協議会で許認可権限者が一堂に会しまして協議を行い、協議が整えば復興整備計画の公表、そして、都市計画法に基づく告示を行い、都市計画の決定や変更がみなされたものとなりまして、通常の都市計画決定、変更と同様の法的効果を持つものでございます。なお、お示ししております復興整備協議会ですが、近々開催日が示されるというところでございます。

2 ページをご覧ください。議案第 2003 号及び第 2004 号の都市計画案の概要について説明いたします。2 議案のいずれも福島県復興祈念公園を、双葉都市計画区域及び浪江都市計画区域にまたがったエリアに新たに追加するものでございます。

3 ページをご覧ください。こちらは、都市計画決定をする予定地を示している位置図で、左上が福島県全体の地図でございます、赤丸で示した位置になります。それを右の方に拡大した図が、双葉町と浪江町の市町村境の、赤枠で示した箇所に福島県復興祈念公園を計画しております。

4 ページをご覧ください。ここでは、復興祈念公園がどういったものなのか、ご説明をしたいと思います。その目的といたしまして、3 つございます。東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、そして、震災の記憶と教訓の伝承、そして、復興への強い意志の発信、これらを目的としているところでございます。また、下の囲みの中でございますが、国で策定しております基本方針の中で、国と地方が連携しまして、被災三県であります岩手、宮城、福島各県に 1 個ずつ公園を設置することとし、その公園の中に「国営追悼・祈念施設」を設置することが示されております。

5 ページをおめくり頂きたいと思っております。先ほどの基本方針を受けて、県では候補地の選定を進めてまいりました。こちらに示しておりますのが、第 39 回新生ふくしま復興推進本部会議、平成 27 年 4 月 27 日に開催されたものでございますが、この会議におきまして、双葉、浪江両町にまたがるエリアで、グリーンで示されている中野、両竹の両地区にまたがるエリアに決定したところでござ

ざいます。

6 ページをご覧くださいと思います。こちらは復興祈念公園における事業の流れを示したものとなっております。上段につきましては国の流れ、そして、下段については県ということで、それぞれの役割を示しております。基本構想は平成 28 年度から策定が進められておりまして、4 回にわたり有識者会議を開催いたしまして、案がとりまとめられているところでございます。なお現在、記載の期日 6 月 8 日までとなっておりますが、パブリックコメントを実施しているところでございまして、そのパブリックコメントで寄せられました県民の声を反映しながら、計画を進めていくこととしているところでございます。

7 ページをご覧くださいと思います。福島県におけます基本構想の案をご説明申し上げます。基本理念といたしまして、「生命（いのち）をいたみ、事実をつたえ、縁（よすが）をつなぎ、息吹よみがえる」こちらの 4 つを基本理念とし、そして 5 つの基本方針から構成されているものでございます。基本方針といたしましては、「生命（いのち）をいたむ」これは、東日本大震災により犠牲となった全てのいのちへの追悼と鎮魂の場となること。そして 2 つ目の「事実をつたえる」、3 つ目の「よすがをつなぐ」につきましては、大震災の記憶、そして教訓、これを後生への伝承の場とすること、4 つ目の「息吹よみがえる」は、国内外に向けまして復興に対する強い意志を発信していく場とすることとし、これら方針につきまして、基本的な方針の実現のために留意することということで、3 つを掲げてございます。1 つ目が多様な主体の参画・交流でございます。2 つ目として、利用者の安全・安心を確保すること。そして、3 つ目として、被災地の状況を踏まえた段階的な整備・管理を行っていくことでございます。そして、下にございます 4 つの主な空間機能をもったものとして、考えることとしておりますが、こちらについては、ちょっとイメージがつかないというところがございますので、具体的な図面をもちましてご説明したいと思います。

8 ページをおめくり頂きたいと思います。案がどのように決まったかというところでございますが、基本構想の空間構成の考え方を示した図面となっております。図面の真ん中やや下の部分、赤枠で囲ってございますが、このエリアが復興祈念公園予定地でございます。浪江町、双葉町両町にまたがるこの区域は、様々な軸が集まる場所となっているところでございます。具体的には、東側につきましては、ちょうど東日本大震災の震源方向を臨むことができます。そして、南側につきましては、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設の予定地、そして、マリーナハウスふたばといったものが位置しております。北側に目を向けますと、津波で大きな被害を受けました請戸地区、そして西側につきましては、今後整備が進められる予定の中野地区におけます復興拠点やアーカイブ拠

点といった予定地があるところがございます。このように、この地域は諏訪神社を中心としまして震災、原子力災害だけでなく、地域の歴史、文化、復興、人々の回遊、こういったものが集まった軸となっている場所にありまして、様々な要素が集まり、これらを俯瞰できる場所となっているところがございます。以上を踏まえ、検討を重ねまして計画地としているところがございます。

9 ページをおめくり頂きたいと思えます。こちらにつきましては、復興祈念公園が、町の復興計画の中にも位置付けられているものがございます。ご覧のものは、昨年12月に策定されました第二次双葉町復興まちづくり計画でございます。中央が中野の復興拠点で、産業、研究、業務施設や産業交流センター、アーカイブ拠点施設といったものが、復興祈念公園の東側につくられることとなっております。そして、被災伝承、復興祈念ゾーンといたしまして、復興祈念公園を配置する計画となっているところがございます。

10 ページをおめくり頂きたいと思えます。こちらは今年3月に策定されました第二次浪江町復興計画でございます。画面中央の部分がJR浪江駅、そして役場などが位置する中心市街地となっております。太平洋側につきましては、請戸地区が望め、そして、南端部については、赤で示しております位置に復興祈念公園候補エリアとして位置付けられているところがございます。このように、復興祈念公園は、国、県、そして町が協力しながら、このように計画にも位置付けられており、引き続き国、県、町の3者で協力しながら進めていくこととしているところがございます。

11 ページをおめくり頂きたいと思えます。こちらは国、県、町の調整により、決定した双葉町及び浪江町の都市計画区域におけます計画図となっております。都市計画変更内容でございますが、四角で囲まれている中がございます。公園名といたしましては、「8・5・1号福島県復興祈念公園」を追加するものがございます。赤で塗られている部分、南側でございますが双葉都市計画区域内の公園でございます。面積が約22.8ha、そして、北側でございますオレンジで着色されております浪江都市計画区域内の公園面積が25.6haとなっております。合計で約48.4haということで、ちょっと大きさをイメージしていただくために、東京ドームを例としますと、東京ドームの建築面積が約4万7千平米、約4.7haということでございますので、今回ご審議いただきます公園においては、東京ドーム約10個分の大きさということで、イメージを持っていただければと思います。

12 ページをご覧いただきたいと思えます。こちらが、復興祈念公園の予定地をドローンにより撮影した写真となっております。赤で塗られた箇所が双葉都市計画区域に係る復興祈念公園のエリア、北側のオレンジにつきましては、浪

江都市計画区域に係るエリアとなっているところでございます。

以上で議案に入る前の説明を終わらせていただきます。引き続き、議案書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第2003号双葉都市計画公園の変更につきまして、都市計画公園に8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように追加するものでございます。名称番号、8・5・1、公園名、福島県復興祈念公園、位置、双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原、字南川原、同じく大字両竹字北細田、字細田、字増田、同じく大字中野字洪江、字宮ノ脇、字高田、字羽山前でございます。面積につきましては、約22.8haでございます。区域につきましては、今ほど説明しました資料1の11ページの計画図のとおりでございます。変更の理由でございますが、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的に福島県復興祈念公園を整備するため、本書のとおり、都市計画公園を追加しようとするものでございます。なお、参考でございますが、計画案の縦覧及び意見書の提出状況でございます。縦覧期間につきましては、平成29年5月9日から5月23日まで実施いたしました。意見書の提出状況については、意見書の提出ございませんでした。

4ページをおめくり頂きたいと思っております。議案第2004号浪江都市計画公園の変更について、都市計画公園に8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように追加する。番号及び名称については、2003号と同じでございます。位置については、双葉郡浪江町大字両竹字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、字的場、字本町、字北庄司口、同じく大字中浜字西川原でございます。面積につきましては、約25.6haでございます。区域は資料1の11ページの計画図のとおりでございます。理由につきましても、議案2003号と同様でございます。参考でございます。同じく案の縦覧状況でございますが、縦覧期間については同じく、意見書の提出はない状況でございます。以上、議案の説明について終わらせていただきます。

(会長)

はい、それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(8番 菅波委員)

番号8番の菅波と申します。

一点質問させてください。この復興祈念公園のエリアは、津波が来た場所、全体的に来た場所でもよろしかったか、一部かかってないところがあるのか、そのところを教えてくださいたいと思っております。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

はい、計画地につきましては、全て津波によりまして浸水の被害を受けたエリアでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(8 番 菅波委員)

はい。

(会長)

ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(3 番 鈴木委員)

議席番号 3 番の鈴木です。まず、一点お伺いしたいのが、候補地としてここしかなかったのか、それとも、ほかにも候補地があって最終的にここに決定したのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

事務局をしております、都市計画課長の諏江と申します。候補地につきましては、沿岸津波被害を受けた浜通りの市町村から、要望を県で受けております。7 地区 7 候補地から要望を受けておりまして、平成 26 年度に県庁内でプロジェクトチームをつくりまして、その中での議論および現地調査を経まして、先ほど説明があった平成 27 年 4 月に、候補地ということで、双葉、浪江にまたがる地域というところで、決定させていただいております。

(会長)

はい、どうぞ。



(3 番 鈴木委員)

ありがとうございます。最終的に何回も検討されて決定したことがわかりました。すごく第一原子力発電所が近いと思います。請戸小学校からも肉眼で見えるくらいの近さなのではないかなと思うんですが、そういったところの懸念とか、あとは、万が一これから廃炉作業が続くと思うのですが、万が一のときのための避難とかそういったことは想定されておりましたか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

基本構想を現在策定中ではありますが、その前の県提言というところで、県で提言をまとめておまして、その中でも議論させていただいております。安全、安心を最優先ということで、万が一の場合の避難についても考慮するようということでの提言ということで、現在、詳細の避難計画等については、今後行っていくこととしております。

(会長)

よろしいですか。

(3 番 鈴木委員)

はい。

(会長)

ほかいかがでしょうか

よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見もないようでございます。それでは、議案 2003 号、第 2004 号の 2 議案につきまして、ご異存ございませんでしょうか。

(異議なし)

はい、それではご異議なしと認め、議案第 2003 号双葉都市計画公園の変更について、議案第 2004 号浪江都市計画公園の変更については、原案のとおり同意することに決定いたします。

本日の審議事項は、以上です。終始慎重にご意見をいただきまして、ありが

とうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 177 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 35 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

8 番 菅波 香織

---

11 番 西田 奈保子

---